

2021.9.28

(件名) ギニアから日本入国時の水際対策措置 (検疫所長の指定する場所での3日間の待機)

【ポイント】

- 9月30日0時以降にギニアから日本に入国する場合、検疫所長が指定する場所 (検疫所が確保する宿泊施設) での3日間の待機 (到着日は含まれません) と3日目の新型コロナウイルスに関する検査が求められます。
- 3日目の検査を受けて陰性と判定された場合、検疫所長が指定する場所を退所し、入国後14日目までの間、自宅等で待機が求められます。

【本文】

1 9月30日0時以降にギニアから日本に入国する場合、検疫所長が指定する場所 (検疫所が確保する宿泊施設) での3日間の待機 (到着日は含まれません) と3日目の検査が求められます。

3日目の検査を受けて陰性と判定された場合、検疫所長が指定する場所を退所し、入国後14日目までの間、自宅等で待機が求められます。

2 引き続き、日本において、以下の措置が実施されます。

- ・ ギニア出国前72時間以内に受けた検査結果の陰性証明書の提示
- ・ 誓約書の提出 (14日間の公共交通機関の不利用、自宅等での待機、位置情報の保存・提示、接触確認アプリの導入等についての誓約)
- ・ スマートフォンの携行、指定アプリの登録・利用
- ・ 質問票の提出

【日本入国時の水際対策措置についての詳細及び問い合わせ窓口】

- ・ 検疫所が確保する宿泊施設での待機・誓約書の提出について (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

- ・ 水際対策に係る新たな措置について (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- ・ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口 (検疫の強化)
海外から電話の場合: +81-3-3595-2176 (日本語、英語、中国語、韓国語に対応)
国内から電話の場合: 0120-565-653
照会受け付け時間: 日本時間9時~21時 (土日祝日も可)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。